	発行	0.070	2 242 17	1,350円	1,490円
	高知県高知市丸ノ内	2,370円	2,610円	420円	470円
52号		1,350円	1,490円	250円	280円
号外第52号	(火曜日・金曜日)	4, 320円	4,760円	130円	150円
平	目 次 規 則 ページ	1,870円	2,060円	70円	80円
	◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 1	10,400円	11,440円	210円	240円
	◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則	5, 470円	6,020円		
	の一部を改正する規則 3 高知県人事委員会規則	1,890円	2,080円	670円	740円
	◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則則	210円	240円	40円	50円
				70円	80円
故	規 則 	70円	80円	130円	150円
	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。	670円	740円	1,430円	1,580円
K	令和6年10月18日 高知県知事 濵田 省司	4,940円	5, 440円	1,230円	1,360円
些	高知県規則第73号 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施	1,890円	2,080円	250円	280円
展	行規則の一部を改正する規則	1,050円	1,160円		
恒	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和51年高知県規則第62号)の一部を次のように改正する。	1,780円	1,960円	210円	240円
	別表の表中	1,780円	1,960円	210円	240円
	7, 240円 7, 970円	1,780円	1,960円	200円	220円
	1,780円 1,960円	,	280円	420円	470円
(金曜日)	1,350円 1,490円	250円		150円	170円
	9, 460円 10, 410円	250円	280円		
月18日	3, 400 1	670円	740円	5,890円	6, 480円
年10月	4,830円 5,320円	420円	470円		
令和 6 年10月18日	11 5700	930円	1,030円	4,090円	4,500円
√⊢	11,570円 12,730円	670円	740円		
	7,660円 8,430円			3,980円	4,380円

2

г										7
	670円	740円	680円	750F	3	1,210円		1,340円		
щь	510円	570円	250円	280F		690円		760円		
号外第52号	420円	470円	250円	280		180円		200円		
号外第						2,220円		2,450円		
	250円	280円	420円	470		400円		440円		
	530円	590円	150円	170F	3	200円		220円		
	420円	470円	附則			810円		900円		
	250円	280円		和7年4月1日から施行する。		810円		900円		
	130円	150円								
知 県 公 報	620円	690円	高知県立美術館 改正する規則をご	引する条例施行規則の一部を 	200円	220円	-			
	1.000	1 000 11	令和6年10月	月18日	高知県知事 濵田 省司	300円		330円		
	1,260円	1,390円	高知県規則第74号		型に関する条例施行規則の 関係で関する条例施行規則の	340円		380円		
	840円	930円	一部を改正する規則 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成8 年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。 別表の表中			300円		330円		
	510円	570円				810円	810円	900円		
	1,260円	1,390円		[1,140円		1,260円		
恒	1,260円	1,390円	3,130円	3, 450円		480円		530円		
	560円	620円	5,830円	6, 420円		290円		320円		
	2,000円	2,200円	500円	550円		2,320円	を	2,560円	に改める。	
(H	1,780円	1,960円	5, 150円	5,670円		610円		680円		
(金曜日)	930円	1,030円	8,590円	9,450円		1,110円		1,230円		
月18日	250円	280円	810円	900円		1,110円		1,230円		
令和 6 年10月18日	250円	280円	1,150円	1,270円		810円		900円		
令和 6 	5,360円	5,900円	1,490円	1,640円		1,010円		1, 120円		
,	3, 250円	3, 580円	1,490円	1,640円		810円		900円		
Ĺ	0,200 7	0,000□				0101.1		20011]

 $^{\circ}$

	1,010円		1,120円		
-1-	1,010円		1,120円		
号外第52号	810円		900円		
事外質	010[1		30011		
ΠK,	810円		900円		
	1,010円		1,120円		
	400円		440円		
	300円		330円		
	200円		220円		
	500円		550円		
報	300円		330円		
\langle	810円		900円		
当	900円		990円		
知	2, 420円		2,670円		
恒	1,010円		1,120円		
	970円		1,070円		
	1,330円		1,470円		
(金曜日)	100円		110円		
令和 6 年10月18日(金曜日)	附 則 この規則は、	令和 7年	F4月1日か	」いら施行する。	

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年10月18日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第11号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第6項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務 に従事した職員の特殊勤務手当

別表第2に次のように加える。

4

账
承
咂
(金曜日)
年10月18日
令和 6 ¹

7 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従 事した職員の特殊勤務手当(災害時学校教育活動支援業務手当)

支給の対象	金額
職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援 に関する業務で人事委員会が別に定めるも のに従事したとき。	1日当たり 1,080円 (夜間(日没時から日出時までの間をいう。以 下この表の7の表において同じ。)において業 務に従事した場合にあっては1,620円、著しく 危険な区域において業務に従事した場合(夜間 の場合を含む。)にあっては2,160円)

附則

この規則は、公布の目から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和6 年1月1日から適用する。